３．大規模行為における重点地域ごとの視点場と眺望・景観形成基準等

３－３．江津湖周辺地域

３－３－１．視点場ⓐからⓕの眺望範囲※内での行為か。

□該当する（下表の左欄の視点場に☑を入れ、眺望の保全・向上の考え方への適合を確認後、右欄にチェック（☑）して下さい）

□該当しない（３－３－２へ）

（※景観計画第２章第２節３（２）重点地域の景観形成方針 江津湖周辺地域「③視点場と眺望」参照P４７～５２）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 視点場 | 眺望の保全・向上の考え方 | ☑ |
| □ⓐ江津湖中ノ島橋から金峰山方面への眺望 | 水前寺江津湖公園や金峰山の眺望と調和するよう、公園敷地に近接する建築物等は、地域で推奨する色彩（景観形成基準　第３章P93）を使用します。 | □ |
| 建築物等がなるべく視野に入らないよう、公園に接する敷地においては可能な限り樹木植栽や生垣設置を進めます。 | □ |
| 屋外広告物の掲出は控えるとともに、小面積で低彩度の色を使用します。 | □ |
| □ⓑ江津湖中ノ島から南側水辺への眺望 | 水前寺江津湖公園の眺望と調和するよう、公園敷地に近接する建築物等は、地域で推奨する色彩（景観形成基準　第３章P93）を使用します。 | □ |
| 建築物等がなるべく視野に入らないよう、公園に接する敷地においては可能な限り樹木植栽や生垣設置を進めます。 | □ |
| 屋外広告物の掲出は控えるとともに、小面積で低彩度の色を使用します。 | □ |
| □ⓒ画図橋から飯田山方面への眺望 | 水前寺江津湖公園や飯田山等の山並みと調和するよう、背後の建築物等は、勾配屋根の使用や地域で推奨する色彩（景観形成基準　第３章P93）を使用します。 | □ |
| 建築物等がなるべく視野に入らないよう、公園に接する敷地においては可能な限り樹木植栽や生垣設置を進めます。 | □ |
| 屋外広告物の掲出は控えるとともに、小面積で低彩度の色を使用します。 | □ |
| □ⓓ下江津湖河畔から阿蘇方面への眺望 | 水前寺江津湖公園や阿蘇山系の山並みと調和するよう、背後の建築物等は、勾配屋根の使用や地域で推奨する色彩（景観形成基準　第３章P93）を使用します。 | □ |
| 建築物等がなるべく視野に入らないよう、公園に接する敷地においては可能な限り樹木植栽や生垣設置を進めます。 | □ |
| 屋外広告物の掲出は控えるとともに、小面積で低彩度の色を使用します。 | □ |
| □ⓔ下江津橋から下江津湖への眺望 | 水前寺江津湖公園や江津塘の並木と調和するよう、背後の建築物等は、勾配屋根の使用や地域で推奨する色彩（景観形成基準　第３章P93）を使用します。 | □ |
| 建築物等がなるべく視野に入らないよう、公園に接する敷地においては可能な限り樹木植栽や生垣設置を進めます。 | □ |
| 屋外広告物の掲出は控えるとともに、小面積で低彩度の色を使用します。 | □ |
| □ⓕ水前寺江津湖公園（広木地区）から金峰山方面への眺望 | 水前寺江津湖公園や金峰山の山並みと調和するよう、背後の建築物等は、勾配屋根の使用や地域で推奨する色彩（景観形成基準　第３章P93）を使用します。 | □ |
| 建築物等がなるべく視野に入らないよう、公園に接する敷地においては可能な限り樹木植栽や生垣設置を進めます。 | □ |
| 屋外広告物の掲出は控えるとともに、小面積で低彩度の色を使用します。 | □ |

３－３－２．景観形成基準

下表の景観形成基準への適合確認後、右欄にチェック（☑）して下さい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | ☑ |
| 基本事項 | 視点場からの眺望の保全・向上に努め、必要に応じて景観シミュレーション※１を作成し、景観影響を確認すること。※１　現況写真をもとに計画建物等の完成予想図を合成し、実際に建設した様子に近い景観を観察し、その景観上からの影響を評価するもの | □ |
| ・本基準の内容の確認と合わせて、景観形成方針（第２章第２節 P45～P52）の内容を確認すること。 |
| 位置・高さ | ・江津湖周辺の調和の取れた自然景観が保全できるよう、建築物の高さについては、周辺の既存高木の高さとの調和に努めること。 | □ |
| ・市街化調整区域の建築物等の高さは、10ｍ以下とすること。 |
| 形態 | ・建築物等は、周囲のまち並みとの調和や屋外の設備類を目立たなくする等、全体を統一感のある形態意匠とし、公園の雰囲気との調和に配慮すること。 | □ |
| 色彩・材料 | ・湖岸から見える建築物等は、江津湖の自然的景観を阻害しない「地域で推奨する色彩」を使用するように努めること。 | □ |
| ・対比効果の大きい色彩（色相・彩度・明度）の組合せは避けるように努めること。 |
| 敷地の緑化 | ・湖畔の樹木を保全するとともに、新たな植栽により主要な視点場から建築物等がなるべく視野に入らないように配慮すること。 | 　□ |